六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分五厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分五厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分五厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分五厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分五厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分五厘

六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分七厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分七厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分七厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分七厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分七厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分七厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三百九十五号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分七厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

その他告示

○総務省告示第七十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第八号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両	一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両
所有者	所有者
価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
[（1）～（5）略] [削る]	[（1）～（5）同左] （6）株式会社ＪＲ東日本商事（青い森鉄道株式会社が使用するものに限る。）同左
（6）～（13）[略]	（7）～（14）[同左]